

重要事項説明書

指定介護医療院・短期入所

1 事業所

事業者名称	医療法人社団 小国医院
住所	香川県仲多度郡まんのう町四條 7 7 7
法人種別	医療法人社団
代表者	理事長 小国 孝
電話番号	0 8 7 7 - 7 5 - 2 3 1 7
指定番号	3 7 1 1 6 1 1 0 5 7

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	適正な医療・看護・介護を提供して患者とその家族を援助し、患者の介護状態を軽減または、悪化の防止を図る。
運営方針	1・事業所の従業員は療養上の管理・看護・医学的管理の下で、必要な看護や訓練を行うとともに日常生活の援助を行う。 2・事業の実施にあたっては、関係市町村、保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、利用者と家族の援助を行う。

3 1日あたりのサービス利用基本料金（令和6年4月1日現在 1割負担の場合）

介護度	従来型個室	多床室
要介護1	721 円	833 円
要介護2	832 円	943 円
要介護3	1070 円	1182 円
要介護4	1172 円	1283 円
要介護5	1263 円	1375 円

その他主な加算（1割負担の場合）

	初期加算	介護処遇改善加算Ⅲ	サービス提供体制加算3	感染対策指導管理	褥瘡対策指導管理	理学療法	他科受診	外泊時
	入院時初期 30日間 1日当り	所定点数の 4.7/100	1日当り	1日当り	1日当り	実施時1回 当り	他科受診時	外泊時
	30 円		6 円	6 円	6 円	10回まで 73 円 11回以降 51 円	362 円	362 円

- ・食費 別表のとおり
- ・居住費 別表のとおり
- ・日常生活費 実費
一般的に要介護者などの日常生活に最低限必要とされるもの(事)であって利用者個人またはその家族などの選択により当事業所より提供されるもの
- ・サービス提供外費用 実費
日常生活費以外でサービス提供とは関係のないもの
- ・健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用など）

4 勤務体制 *2交代制

医師	1 名
看護職員	4 名以上
介護職員	4 名以上
介護支援専門員	1 名以上

5・非常災害対策について

- (1) 当院が定める非常災害に関する具体的な計画に従い、非常災害に備えるため定期的に避難、救出、自衛消防隊の編成、その他に必要な訓練を行っております。又、避難経路、消火設備、用具その他の非常災害に際して必要な設備・用具を設けております。
- (2) 当院では防火管理者を決めています。

6・苦情の申し立て窓口

平日午前8時～午後4時

電話番号0877-75-2317

職員担当：新谷

まんのう町：0877-73-0124（福祉保健課介護保険係）

香川県長寿社会対策課：087-832-3266

香川県国民保険団体連合会：087-822-7453（介護保険室）

7・医療・看護・介護への要望

常時、担当医師、他職員が承ります。

8．パワーハラスメントの申し立て窓口

平日午前8時～午後4時

電話番号0877-75-2317

職員担当：新谷

9. 虐待防止のための措置について

当院は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 虐待が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力いたします。

10. 身体拘束等の禁止について

当院はサービスの提供にあたり、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- (1) 身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11. 褥瘡発生の防止について

当院は入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な看護・介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置しその発生を防止するための体制を整備します。

12. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。また、医薬品及び医療用具の管理についても適正な管理を行います。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し感染症又は食中毒の予防およびまん延防止のための研修・訓練を定期的実施します。

13. 緊急時の対応、連絡について

- (1) 当院医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (2) 入所者の心身の状態が急変した場合、ご家族やあらかじめ指定された緊急連絡先に連絡させていただきます。

14. 業務継続計画の策定について

- (1) 当院は感染症や非常災害の発生時において、入所者及び職員の生命・安全を守り、入所者に対するサービスを継続するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当院は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 当院は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15・第三者評価の実施 実施の有無： 無

16・自己評価の実施 実施の有無： 有

別表

利用者区分	居室区分	居住費	食費
第1段階	従来型個室	5 5 0 円	3 0 0 円
	多床室	0 円	
第2段階	従来型個室	5 5 0 円	3 9 0 円
	多床室	4 3 0 円	
第3段階①	従来型個室	1 4 7 0 円	6 8 0 円
	多床室	4 3 0 円	
第3段階②	従来型個室	1 4 7 0 円	1 4 2 0 円
	多床室	4 3 0 円	
第4段階	従来型個室	1 7 2 8 円	1 5 4 5 円
	多床室	4 3 7 円	

令和8年8月1日現在